

# 平成22年度小松島市事務事業評価シート

事業の位置づけ(基本事項)				整理番号	6 - 3 - 11
事務事業名	民間保育所運営費等			担当課係	児童福祉課
総合計画上の位置付け	大項目	2. 「安心」のまちづくり		記入担当者	
	中項目	その人がその人らしく住める地域社会		内線等	
	小項目	5. 地域において安心して出産し、子育てできる環境の整備		E-mail	
事業の実施主体	市(委託・補助事業含む)			事業区分	経常事業
事業予算費目	款	3	民生費	項	3
	目	6	保育所費	事業	6
開始年度	昭和	54	年度	根拠法令・要綱等	児童福祉法第51条、小松島市民間保育所運営費補助金交付要綱

## 事務事業の概要(実施内容)

事業の対象	(誰の、何のために事業を実施するのか) 社会福祉法人等が、児童福祉法第34条第4項に規定する認可を得て本市内に設置及び運営を行う保育所。
事業の目的 (意図)	(事業実施によってどういう状態にしたいのか) 社会福祉法人が設置・運営を行う市内の認可保育所(園)に対して、国の交付基準並びに市補助基準に基づく運営費(補助金)を交付することにより、児童福祉法第24条に基づく「保育に欠ける児童」の保育を継続的かつ計画的に実施していくための運営的基盤を確保し、入所児童の処遇改善、向上など児童福祉の向上を図ることを目的とする。
事業の内容 (内容・手法等)	(どういった仕事の内容で、どのような手法・手順で実施しているか) 民間保育所運営費については、市内の認可民間保育所(園)に対して、児童福祉法第51条に基づき、毎年算出される保育基本単価等を算定基礎に入所児童数に応じた運営費(措置費)を支弁する。 民間保育所運営費補助金については、各月初日現在における市内認可民間保育所(園)の入所児童措置数に一律定額補助単価を乗じて補助金支出している。
事業の背景 (経緯等)	(事業開始の背景やこれまでの経緯) 国の制度としての民間保育所運営費(措置費)については、市内認可民間保育所(園)における保育の実施に要する費用が児童福祉法第51条に基づき、市町村が支弁することと定められたことにより、また、同法第45条における保育の実施に係る最低基準を維持する費用として、昭和51年に始まった経緯がある。 民間保育所運営費補助金については、保育内容の質の向上を図り児童福祉の増進に寄与すること、並びに民間保育所運営の健全化を目的に、昭和56年4月より市補助制度が始まった経緯がある。

## 事務事業の業績・推移(目標・実績)

成果指標	指標名		指標の説明				指標化できない成果
	市内認可民間保育所(園)における年間平均在所率		市内認可民間保育所児童措置数(年間各月初日総和) / 定員数(年間各月定員数総和)				
	単位		H21	H22	H23	H24	
達成度は%	目標		5,760	5,760			
	実績		6,696	6,772			
	達成度		116.3	117.6			

  

活動実績・参考となる指標	指標名		単位	H21	H22	H23	H24	指標の説明
	民間保育所運営費	千円	計画	482,585	490,065			計画: 現計後予算 実績: 決算額
民間保育所運営補助金	千円	計画	3,348	3,387			計画: 現計後予算 実績: 決算額	
民間保育所入所児童措置数 (市内認可民間保育所(園)5箇所計)	人	計画	0	0			当該年度の入所児童延措置数	
		実績	6,696	6,772				

## 事務事業に係るコストの業績(目標・実績)

(単位:円)

		21年度決算	22年度決算	23年度決算	22年度予算	
全体コスト(円)	A 直接事業費	485,932,580	493,451,560	0	493,452,000	
	財源内訳	国県支出金	214,576,592	223,543,210		
		地方債	0	0		
		利用者負担	177,863,500	174,773,500		
		一般財源	93,492,488	95,134,850		
	B 人件費 ×	1,460,506	1,068,607	0		
	職員平均人件費	7,302,530	5,343,036			
従事した割合 人	0.2	0.2				
A + B	487,393,086	494,520,167	0			
単位コスト	活動指標の説明	私立保育所の年間措置児童数6,696人	私立保育所の年間措置児童数6,772人		備考	
	活動指標1単位当たりコスト	72,789	73,024		平成21年4月1日現在 人口41,778人	
	市民一人あたりのコスト	11,666	11,914		平成22年4月1日現在 人口41,507人	

事業を取り巻く環境

国・県・他団体の動向や環境変化と今後の予測	(社会状況、法改正、規制緩和、周辺の状況等や今後の予測) 民間保育所運営費(措置費)国庫負担金については、児童福祉法に基づき、運営費(支弁費)総額から国の保育料徴収基準額を引いた国庫負担基本額に対し、国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)の割合で負担することとなっている。
事業に対する住民の意見	(意識調査・議会質疑等、事業に対する期待・要望・苦情など) 民間保育所運営費については、市内認可民間保育所の安定的運営の維持、円滑化のため、極めて重要性が高く、施設運営の安定的根幹財源をなしている。

項目別評価・今後の課題

評価項目	評価結果(該当にチェック)	判断理由・評価コメント (具体的に記入すること)
必要性 (市民ニーズ)	必要性が高い	家庭における就労状況の変化や母子家庭及び児童虐待の増加等により、保育所入所希望者が増加するとともに提供するサービスの種類(延長保育、一時保育、休日保育等)及び質の向上が求められている。このため、安定した民間保育所の運営のために、この事業の必要性は極めて高い。
	どちらかといえば必要性がある	
	必要性が低い	
	必要性がない	
妥当性 (市で行わなければならないか)	市が行わないといけない	本事業は、法及び要綱に基づく認可保育所の入所児童の処遇向上や多様な保育ニーズに対応するための事業であり、本市の福祉施策として関与が妥当である。
	どちらかといえば市で実施	
	必然性が低い	
	必然性がない	
効率性 (事業の手法は効率よいが、コスト削減の余地はないか)	効率的である	本事業は、認可を得た法人等の設置する児童福祉施設としての保育園に「法に基づく経済的補助」及び「市単独施策としての補助」を行い、施設運営の安定と計画的な入所を可能とする点にあり、このことにより良質かつ効率的な保育の実施が可能となっている。
	どちらかといえば効率的	
	どちらかといえば非効率的	
	非効率的	
緊急性 (他事業に優先し、実施する必要があるか)	緊急性が高い	保育需要が拡大する中で、民間保育所は公立保育所に対応しきれない多様化する保育ニーズに対応し、本市の保育所定員の半数以上を占めております。このため、民間保育所の役割は非常に重要であり、他事業に優先し、事業を実施する必要があります。
	比較的緊急性がある	
	緊急性が低い	
	緊急性はない	
成果 (目的の達成状況)	成果が上がっている	社会福祉法人等が設置・運営を行う保育所に経済的な支援を行うことにより、「保育に欠ける児童」の保育実施を継続的かつ計画的に行う基盤を確保し、児童福祉の推進・向上が図られた。
	どちらかといえば上がっている	
	どちらかといえば上がっていない	
	成果は上がっていない	
今後の課題	本年度において施工される子安保育所の施設整備にともない、定員が60名から90名に増加し、平成23年度から公立保育所の定員410名に対して民間保育所の定員が510名となり、本市における保育所入所児童の6割が民間保育所へ入所するものと見込まれる。経済状況等から共働き世帯の増加にともなう入所児童数増加に対応するために、今後も児童福祉施設指導監査等を実施する中で、長期的にも持続可能な民間保育所運営基盤の確立のため適切な指導を実施していくことが必要である。	

一次評価(評価点は目安とし、総合的な評価をすること)

評価	事務事業の方向性	評価点による判定		判定に至った理由
		評価点	判定	
2	1 拡 充 す る	80点以上	2	民間保育所運営費については、国の育所運営費(措置費)基準に基づき支出しており、市内認可保育所を運営する社会福祉法人の安定的保育所運営の維持のため極めて重要性が高く、施設運営の根幹財源をなしている。今後も民間保育所運営の安定化のため、事業継続に努めたい。
	2 現状のまま継続する	60~79点		
	3 改善・効率化し継続	50~59点		
	4 見直しの上縮小する	40~49点		
	5 終期設定し終了	30~39点		
	6 休 止	20~29点		
	7 廃 止	19点以下		

改善・効率化・見直しの方向性 一次評価の判定が3・4の時は、必ず記入すること。

【具体的な改善等取組内容(方向性・対象・手段等について記述)】

二次評価(所管担当の一次評価を、総合評価し判定すること)

評価	事務事業の方向性	判定説明
2	1 拡 充 す る 2 現状のまま継続する 3 改善・効率化し継続 4 見直しの上縮小する 5 終期設定し終了 6 休 止 7 廃 止	保育所は、保育に欠ける子どもが健やかに生まれ育つための環境整備における根幹であり、保育所の継続性はもとより、保育の質の向上からも、この事業の継続は必要なものである。